

ケッパレ東北！

岩手県応援ツアー

野田村

岩手に泊まって、岩手で活動し、食べて、飲んで、お買物
岩手の経済を応援しましょう！

- 期日：① 6月2日(木)～4日(土) ② 6月12日(日)～14日(火)
- 会費： ¥32,800 (交通費・宿泊費・食事代[朝2・昼1・夕1]含む)
- 定員：各班40名様 (最少催行人員 各25名) 申込締切日は各出発日の1週間前
- 宿泊：1泊目 新山根温泉ぺっぴんの湯(和室3～5名様1室利用)
2泊目 盛岡グランドホテルアネックス(シングルルーム利用)

	ご 旅 程	食事
①	途中SAにて自由昼食 ※主催者側の都合により終了している場合がございます。 浜松町バスターミナル 7:00 発 ===== 東北自動車道 ===== 道の駅：くじ【久慈市・野田村の被災地の写真展】===== 30分(見学) ※山あいの静かな名湯 ===== 新山根温泉ぺっぴんの湯 18:30頃(宿泊)	朝：－ 昼：－ 夕：○
②	※国内最大の琥珀の産地 旅館 8:00 発 ===== 野田村内ボランティア活動 約5時間 ===== 久慈琥珀博物館 1時間(見学) ===== 東北自動車道 ===== ===== 盛岡市内 18:30頃(宿泊) 各自にて県都・盛岡で市内の飲食店街に活力を与えることが 出来ますよう、積極的な経済活動をお願い致します。	朝：○ 昼：弁 夕：－
③	※岩手県内の物産品多数 途中SAにて自由昼食 ホテル 8:00 発 ===== 盛岡手づくり村 1時間20分(見学・買物) ===== 東北自動車道 ===== 浜松町バスターミナル 18:30頃着	朝：○ 昼：－ 夕：－

※途中の道路状況により到着時刻が前後する場合がございますのであらかじめご了承願います。
復旧作業の状況により、活動場所が野田村以外の場所に変更になる場合がございます。
添乗員・バスガイドは同行致しません。係員がご案内致します。

ボランティア活動内容	汚泥や家財の撤去、ごみの積み出し / 掃除や片付けなどのお手伝い / 荷物の運搬などの力仕事 避難所での炊き出しやマッサージ / 避難所での高齢者や障害のある方のお世話、等 (作業内容は被災地域のニーズにより日々変わりますので、あらかじめご了承願います。)
持ち物	作業着、合羽、長靴(安全靴)、軍手、スコップ、マスク、着替え、身分証明書(運転免許証)、ヘルメット
お願い	お住まいの市区町村の社会福祉協議会でボランティア活動保険天災Aプランに加入してください (個人負担)。活動中の万が一の事故補償費用です [都内の社会福祉協議会] http://www.tcsww.tvac.or.jp/others/local02.html
その他	ボランティア活動にあたり、誓約書を提出していただきます。 (事前にご案内、当日係員が回収致します。)

お申込み・お問い合わせは……

旅行企画・実施

岩手県知事登録旅行業第2-112号 社団法人全国旅行業協会会員

盛岡本社 ☎0120-183-705

総合旅行業務取扱管理者 相馬 高広

<http://www.kenpokukanko.co.jp>



株式会社 岩手県北観光

国内旅行のお申し込みのご案内

(お申し込みいただく前に、このご案内とご注意を必ずお読み下さい。)

詳しい旅行条件を説明した書面を用意していますので事前の確認の上お申し込み下さい。

1. 募集型企画旅行契約

この旅行は岩手県北観光(盛岡市盛岡駅前北通5-1、岩手県知事登録旅行業第2-112号。以下「当社」といいます。)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加するお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。また、旅行条件は、下記によるほか、別途お渡しする旅行契約書(全文)、出発前にお渡しする最終日程表及び当社旅行業約款募集型企画旅行の部によります。

2. 旅行のお申し込み及び契約成立時期

- 所定の申込書に所定の事項を記入し、下記のお申込金を添えてお申し込み下さい。お申込金は旅行代金をお支払いの際差し引かせていただきます。
- 電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段でお申し込みの場合、当社が予約の承諾の旨通知した翌日から起算して3日以内に申込書の提出と申込金の支払をしていただきます。
- 旅行契約は当社が契約の締結を承諾し、申込金を受領したときに成立するものとします。
- お申込金(おひとり)

旅行代金	30,000円未満	60,000円未満	60,000円以上
お申込金	5,000円	10,000円	20,000円

3. 旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行出発日の前日からさかのぼって13日目にあたる日より前(お申し込みが間際の場合は当社が指定する期日まで)にお支払いください。

4. 取消料

旅行契約成立後、お客様の都合で契約を解除されるときは、次の金額を取消料として申し受けます。

旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	契約解除の日		取消料(お一人様)
	1. 21日前にあたる日以前の解除(日帰り旅行にあっては11日目)	2. 20日前(日帰り旅行にあっては10日目)にあたる日以前の解除(3~6日除く)	無料
	3. 7日前にあたる日以降の解除(4~6日除く)	4. 旅行開始日の前日の解除	旅行代金の20%
	5. 当日の解除(6を除く)	6. 旅行開始後の解除又は無連絡不参加	旅行代金の30%
			旅行代金の40%
			旅行代金の50%
			旅行代金の100%

5. 旅行代金に含まれるもの

旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金(注釈のないかぎりエコノミークラス)、宿泊費、食事代、及び消費税等諸税。これらの費用は、お客様の都合により一部利用されなくても原則として払い戻しいたしません。(コースに含まれない交通費等の諸費用及び個人的費用は含みません。)

6. 個人情報の取扱について

- 当社及び販売店は、旅行申し込みの際に提出された申込書等に記載された個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のために手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。

(2)当社は、旅行先でのお客様のお買い物等の便宜のため、当社の保有するお客様の個人情報を土産物店に提供することがあります。この場合、お客様の氏名及び搭乗される航空便名等に係る個人情報をおらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。なお、これらの個人情報の提供の停止を希望される場合は、お申込店に出発前までにお申し出下さい。

7. 旅行日程・旅行代金の変更

運送機関のスケジュール・気象条件その他不可抗力による事由で、また運送機関の運賃・料金の改定により、旅行日程・旅行代金を変更する場合があります。但し旅行代金を増額変更するときには、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお客様に通知いたします。なお、お客様のお申出により旅行内容に変更がある場合は別途所要経費をいただきます。

8. 特別保障

お客様が旅行中、生命、身体、又は荷物に被られた一定の損害については、当社の責任が生じるか否かを問わず特別補償規定に定めるところにより、保証金及び見舞金をお支払いします。

9. 免責事項

- お客様が以下の理由により損害を受けられた場合は責任を負いません。
 - 天災地災・暴動又はこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止。
 - 運送・宿泊機関の事故もしくは火災又は、これらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止。
 - 日本の官公署の命令又は伝染病による隔離。
 - 自由行動中の事故・食中毒・盗難・水難などによって生じた被害。
 - 運送機関の遅延、不運又はこれらによって生じる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮。

10. 催行中止

コースによりお客様が最少催行人員に満たない時には、旅行の催行を中止することがあります。この場合には旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日より前までに(日帰りは3日目にあたる日より前までに)ご連絡し、お客様に当社がお預かりしている旅行代金全額をお返しいたします。

11. 添乗員……原則として同行いたしません。

各コースとも宿泊は定員制の相部屋となります。(個室希望の場合別途加算となります。)

この旅行条件は2011年5月1日を基準としております。又、旅行代金は2011年5月1日現在の有効な運賃・規則を基準として算出しています。当社はいかなる場合でも旅行の再実施はいたしません。

12. その他は当社旅行業約款によります。

旅行企画

岩手県知事登録旅行業第2-112号 社団法人全国旅行業協会会員

実施

 株式会社 岩手県北観光

総合旅行業務取扱管理者：相馬高広